



文書番号：8364 26/10/2026

2027 年国際園芸博覧会 GREEN×EXPO 2027・イタリア館のスポンサー募集公示

2023 年 3 月 31 日付立法令第 36 号第 88 条第 3 項に基づき、標記の公示に関して以下の質問が寄せられましたので、公表いたします。

1. スポンサー協賛にはどのような方法がありますか。
2. イタリア館のスポンサーになるための最低協賛額は設定されていますか。
3. イタリア館のスポンサーになるには、金銭による協賛が必須ですか。
4. 自社製品の割引を提供することで、イタリア館のスポンサーになることは可能ですか。
5. イタリア館またはイタリア庭園の建設・設営用資材を提供することで、スポンサーになることは可能ですか。
6. 現物・役務による協賛（value in kind）の金額は、どのように算定されますか。
7. 提出された協賛提案は、政府代表事務局によって自動的に承認されますか。
8. 協賛提案を提出すると、協賛への参加義務が生じますか。
9. 事業者が、政府代表事務局との交渉の前または後に協賛提案を撤回した場合、違約金は発生しますか。
10. 同一業種の複数の企業が、イタリア館のスポンサーになることは可能ですか。
11. イベントスポンサーになることを視野に入れている企業も、応募できますか。
12. イタリア館のスポンサーは、（設置されるなら）販売専用スペースまたはオンライン上で自社製品を販売できますか。
13. 協賛額は、どの通貨で算定されますか。

14. スポンサー協賛には、どの法令が適用されますか。

15. 政府代表事務局は、協賛に対して正式な請求書を発行しますか。

回答

1. 協賛には、スポンサー協賛専用口座への銀行振込による金銭協賛、製品またはサービスの提供による現物・役務協賛（value in kind）、および製品・サービスの提供と金銭拠出を組み合わせた協賛の方法があります。
2. いいえ、最低協賛額は設定されていません。
3. いいえ、イタリア館のスポンサーになるために、金銭による協賛は必須ではありません。製品またはサービス（役務）の提供によってスポンサーになることも可能です。
4. いいえ、単に割引を提供するだけでは、イタリア館のスポンサーになることはできません。協賛は、イタリア館に追加費用が一切生じない、単独で完結する物品・サービスの提供、またはプロジェクトの実施である必要があります。
5. はい、イタリア館またはイタリア庭園の建設・設営用資材を提供することで、スポンサーになることは可能です。ただし、当該資材の輸送および施工・設置も提供内容に含まれている必要があります。
6. 現物・役務協賛（value in kind）の金額は、事業者が当該協賛を実施するために実際に負担する実費に基づき算定されます。
7. いいえ。提出された協賛提案は、スポンサー募集公示に定める応募期限の終了後、政府代表事務局によって審査されます。その後、政府代表事務局は提案を行った事業者との交渉を開始します。交渉の結果、事業者と政府代表事務局の双方が合意に至った場合、スポンサー契約を締結します。契約書のひな形は、以下のリンクからダウンロードできます：[別紙 3 — スポンサー契約書](#)。
8. いいえ。協賛提案は、提案者が撤回することも、政府代表事務局が採用しないことも可能です。
9. いいえ。事業者がスポンサー契約の締結前に協賛提案を撤回した場合、違約金は発生しません。

10. はい、同一業種の複数の企業が、同時にイタリア館のスポンサーになることは可能です。ただし、協賛額が 300,000.00 ユーロ（30 万ユーロ）を超える場合、当該スポンサーには「Brand Ambassador」の資格が付与され、当該業種におけるスポンサーとしての独占性が認められます。
11. はい、イベントスポンサーになることを視野にいれている企業も、本公示に応募できます。協賛方法としては、政府代表との合意に基づくイベント全体の企画・運営、または政府代表が既に予定しているイベントを支援するための金銭拠出があります。
12. イタリア館に実店舗またはオンラインの販売スペースが設けられる場合、自社製品を販売できるのは、協賛の形態を問わず、その評価額が 50,000.00 ユーロ（5 万ユーロ）を超える Gold および Diamond スポンサーのみです。
13. 協賛額はユーロで算定されます。
14. スポンサー協賛には、イタリア民法が適用されます。
15. いいえ。イタリア館は公的機関であり、付加価値税（VAT）登録番号を有していないため、請求書ではなく領収書を発行します。ただし、適用要件を満たす場合、スポンサーは現行法令に基づく税制上の優遇措置を受けることができます。これには、イタリア所得税統一法（TUIR）、1986 年大統領令第 917 号およびその後の改正・補足規定に基づく全額損金算入が含まれます。

東京, 2026 年 10 月 20 日

業務責任者

アンドレア・マリン

